

総務省行政相談センター

まぐみみ 埼玉

さいたま市

災害時の生活支援 窓口案内（ガイドブック）

関東管区行政評価局では、災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

- 電話による相談受付：平日9:00～16:45（時間外は留守番電話対応）

行政相談専用ダイヤル：**0570-090110**

*IP電話等で上記の番号が利用できない場合は**048-601-1100**

- 来所による相談受付：平日9:00～16:45

住所：埼玉県さいたま市中央区 1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 19階

- インターネットによる相談受付

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

*右のQRコードからアクセスできます。



インターネットによる相談

- FAXによる相談受付

048-600-2336



総務省行政相談センター

まぐみみ 埼玉

総務省 関東管区行政評価局

埼玉県さいたま市中央区1-1 さいたま新都心合同庁舎

第1号館19階

電話：048-601-1100

ダイヤル：0570-090110

FAX：048-600-2336

目次



住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行(2)
- 2 リ災証明書の発行(3)
- 3 応急危険度判定(4)
- 4 市営住宅への緊急仮入居(4)
- 5 道路の消毒(5)
- 6 一般廃棄物処理手数料(家庭ごみに限る)の減免(6)
- 7 日本赤十字社からの救援物資(7)



お金のこと

- 1 災害弔慰金の支給(9)
- 2 災害見舞金の支給(10)
- 3 浸水住宅改良資金の融資(11)
- 4 埼玉県・市町村半壊特別給付金(11)
- 5 埼玉県・市町村生活再建支援金(12)
- 6 埼玉県・市町村家賃給付金(13)



役所の手続きのこと

- 1 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除(15)
- 2 固定資産税・都市計画税の減免(16)
- 3 市税及び国民健康保険税の徴収猶予(18)
- 4 国民健康保険税の減免(19)
- 5 国民年金保険料の免除(20)
- 6 後期高齢者医療保険料の減免(21)
- 7 介護保険料・介護保険利用者負担の減免(22)
- 8 下水道使用料の減免(24)
- 9 水害時のし尿収集運搬手数料の減免(25)



民間の手続きのこと

- 1 地震保険(27)
- 2 生命保険の契約内容(27)
- 3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(27)
- 4 法的トラブル等・法律相談に関する相談(28)



医療・健康のこと

- 1 こころの健康センター相談(29)



教育のこと

- 1 特定教育・保育施設等利用者負担額(保育料)の減免(30)
- 2 放課後児童クラブ指導料の減免(31)
- 3 就学援助制度(学用品の購入や給食費等の援助)(32)
- 4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予(32)
- 5 小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限額の見直し(33)
- 6 国の教育ローン(34)



事業者の方へ

- 1 さいたま市中小企業融資制度の利用(35)
- 2 経営・金融特別相談窓口の開設(35)



そのほかの情報

- 1 消費者相談(36)
- 2 認知症高齢者・障害のある方の相談(36)
- 3 外国人相談(36)
Consultation for Foreigners(36)



1 罹災証明書の発行

◆ 地震、洪水、暴風、暴雨等の自然災害に伴い、家屋に被害を受けた場合で、災害と被害の因果関係が確認できる場合に、以下の申請先にて取得することができます。

※家屋以外のものが被災した場合などについては、市に届出を行った事実を証明する「被災届出受理証」を発行します。

【必要書類】

- 申請書
- 本人確認書類（運転免許証等）
- 被災状況の写真（撮影しているものがあれば）

【罹災証明書で判定される家屋の被害の程度】

準半壊に至らない一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
10%未満	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50%以上



被害小

被害大

※表の被害の程度その他、浸水被害の場合は、「床上浸水」、「床下浸水」、「浸水なし」の判定がなされます。

【申請先】

行政区	担当	住所	電話	FAX
西区	総務課 防災・総務係	西区西大宮3丁目4番地2	620-2613	620-2760
北区	総務課 防災・総務係	北区宮原町一丁目852番地1 (さいたま市地域中核施設プラザノース内)	669-6013	669-6160
大宮区	総務課 防災・防犯係	大宮区吉敷町1丁目124番地1	646-3013	646-3160
見沼区	総務課 防災・総務係	見沼区堀崎町12番地36	681-6013	681-6160
中央区	総務課 防災・総務係	中央区下落合5丁目7番10号	840-6013	840-6160
桜区	総務課 防災・総務係	桜区道場4丁目3番1号	856-6123	856-6270
浦和区	総務課 防災・総務係	浦和区常盤6丁目4番4号	829-6015	829-6233
南区	総務課 防災・防犯係	南区别所7丁目20-1 複合公益施設サウスピア6階	844-7123	844-7270
緑区	総務課 防災・防犯係	緑区中尾975番地1	712-1123	712-1270
岩槻区	総務課 防災・総務係	岩槻区本町3丁目2番5号 WATSU 東館4階	790-0115	790-0260

2 り災証明書の発行

◆ 火災によって建物、車両等が被害を受けた場合で、消防が現場を調査し、火災と被害の因果関係が確認できる場合に以下の申請先にて、り災証明書を発行します。

【必要書類】

り災証明交付申請書

本人確認書類（運転免許証等）

【り災証明書で判定される建物の被害程度】

建物の被害程度は、「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」の四段階に区分されます。

証明書の内容は、焼損面積を記載し、括弧書きで、被害程度を記載します。

※車両等については、証明書のり災内容は、燃えた物件のみ記載します。

【申請先】

行政区	担当	住所	電話	FAX
西区	西消防署	西区西大宮3丁目48番地	623-1199	625-2818
	西遊馬出張所	西区大字西遊馬307番地1	622-1889	625-2812
北区	北消防署	北区宮原町4丁目66番地14	654-3456	654-3455
	植竹出張所	北区植竹町1丁目820番地1	663-4262	666-2199
大宮区	大宮消防署	大宮区天沼町1丁目893番地	648-6505	648-9987
	氷川参道出張所	大宮区吉敷町1丁目136番地1	641-9534	648-9986
	大成出張所	大宮区大成町1丁目226番地	665-4231	666-2218
見沼区	見沼消防署	見沼区大字片柳1087番地1	681-0119	681-0120
	蓮沼出張所	見沼区大字蓮沼267番地	686-1252	687-7651
	東大宮出張所	見沼区東大宮4丁目31番地1	651-9110	666-2263
	春野出張所	見沼区春野2丁目6番1号	687-0151	687-0433
中央区	中央消防署	中央区下落合4丁目13番10号	852-9119	857-8473
桜区	桜消防署	桜区田島4丁目23番7号	836-0119	836-0139
	大久保出張所	桜区大字五関762番地2	857-0119	858-1928
	西浦和出張所	桜区田島7丁目17番10号	837-0119	839-1762
浦和区	浦和消防署	浦和区常盤6丁目1番28号	833-1319	833-1233
	日の出出張所	浦和区東岸町8番10号	882-1119	883-6598
	木崎出張所	浦和区領家4丁目21番20号	832-0119	825-1226
南区	南消防署	南区根岸3丁目10番7号	861-0119	861-1954
	東浦和出張所	南区大字大谷口5668番地	813-5119	813-6119
緑区	緑消防署	緑区大字大間木472番地	873-0119	875-1869
	美園出張所	緑区大字玄蕃新田597番地1	878-7119	878-2816

岩槻区	岩槻消防署	岩槻区大字岩槻5064番地1	749-0119	749-0120
	太田出張所	岩槻区太田1丁目2番11号	757-2727	749-8601
	上野出張所	岩槻区上野4丁目6番地21	794-4816	793-2091
	笹久保出張所	岩槻区大字笹久保1328番地	798-3802	791-2871

3 応急危険度判定

◆ 応急危険度判定は、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するために、できるだけ早く、短時間で建築物の被災状況を調査して、当面の使用の可否（そのまま使用できるか、避難所に非難すべきか等）について判定するものです。

判定の実施状況・要望等については、次の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】

建築総務課 企画係

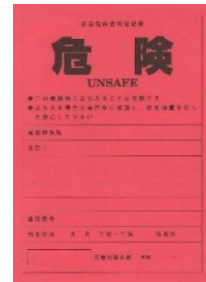
電話 829-1539 FAX 829-1982



建築物の被災程度は小さいと考えられます。この建物は使用可能です。



この建築物に立ち入る場合は十分注意が必要です。応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください。



建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。

4 市営住宅への緊急仮入居

◆ 災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合

※提供できる住宅・戸数には限りがあります。

【必要書類】

申請書

住民票

「罹災証明書」又は「り災証明書」

本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】

名称	担当	電話	FAX
埼玉県住宅供給公社	市町村営住宅課	829-2878	825-1822
市役所住宅政策課	住宅整備係	829-1521	829-1982

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

5 道路の消毒

◆ 台風、集中豪雨等により道路冠水があった場合

【必要書類等】

□被災者からの要請等による

※「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	くらし応援室くらし支援担当	620-2626	620-2762
北区	くらし応援室くらし支援担当	669-6026	669-6162
大宮区	くらし応援室くらし支援担当	646-3027	646-3162
見沼区	くらし応援室くらし支援担当	681-6026	681-6162
中央区	くらし応援室くらし支援担当	840-6026	840-6162
桜区	くらし応援室くらし支援担当	856-6136	856-6273
浦和区	くらし応援室くらし支援担当	829-6049	829-6231
南区	くらし応援室くらし支援担当	844-7136	844-7270
緑区	くらし応援室くらし支援担当	712-1137	712-1272
岩槻区	くらし応援室くらし支援担当	790-0128	790-0262

6 一般廃棄物処理手数料(家庭ごみに限る)の減免

◆ 台風等の局所被害によって生じた枝木をごみ処理施設に搬入する場合

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「被災届出受理証」

※大規模災害発生時は、別途対応をいたします。

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

◆ 災害・火災によって生じた家庭ごみを直接ごみ処理施設に搬入する場合

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」若しくは「被災届出受理証」

※大規模災害発生時は、別途対応をいたします。

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

【担当部署】

名称	住所	電話	FAX
西部環境センター	西区大字宝来52-1	623-4100	622-5353
クリーンセンター大崎	緑区大崎317	878-0989	878-0959
桜環境センター	桜区新開4-2-1	710-6010	838-5310
見沼環境センター	見沼区大字膝子626-1	795-6350	795-6351

※西部環境センターは「もえるごみ」のみ受付

※お近くのセンターへお問い合わせください。

・家庭ごみを自らごみ処理場に持ち込めない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

詳細は廃棄物対策課へ(TEL 829-1335 FAX 829-1991)

・業者に解体依頼した場合や事業所・店舗等から発生する瓦礫類については、産業廃棄物に該当しますので、本支援制度の対象外となります。

詳細は産業廃棄物指導課へ(TEL 829-1607 FAX 829-1933)

7 日本赤十字社からの救援物資

◆ 住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」

その他罹災状況が分かる書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165
見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの



1 災害弔慰金の支給

◆「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害等によって亡くなった方の遺族に対し、災害弔慰金が支給されます。

※家屋の被害の程度によらず、災害により被災者が死亡した場合に制度が活用できます。



内閣府HP

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 埋火葬証明書
- その他罹災状況が分かる書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165
見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	全焼	半焼	部分 焼	ぼや
○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

2 災害見舞金の支給

- ◆ ・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合
- ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合



内閣府HP

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- その他罹災状況が分かる書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165
見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

3 浸水住宅改良資金の融資

- ◆ 浸水を防ぐ目的として、次に掲げる工事を行う場合
 - ・住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事
 - ・改築における土盛り等の基礎工事

【融資限度額】

300万円

【必要書類等】

- 申請書
 - 土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること
 - 市税を完納していること
 - 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること
 - 資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること
 - 確実な連帯保証人があること
- ※「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
市役所住宅政策課 住宅政策係	829-1520	829-1982

4 埼玉県・市町村半壊特別給付金

◆ 1 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が半壊し、自ら補修又は賃借した世帯

2 支援金の額

最高50万円（単数半壊世帯の場合、最高37.5万円）

※「被災者生活再建支援法」適用外で、かつ「災害救助法」の救助の対象とならない場合に活用可です。

【必要書類等】

- 申請書
- 住民票
- 罹災証明書
- 申請者（世帯主）の振込口座のコピー
- その他必要書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165

見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	×	×	×	○	×	×		×	×	×	×	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

5 埼玉県・市町村生活再建支援金

◆ 1 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊した世帯（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）

2 支援金の額

最高300万円（住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給）

※「被災者生活再建支援法」が適用外の場合に活用可です。

※「埼玉県・市町村家賃給付金」と併用利用は不可です。

【必要書類等】

- 申請書
- 住民票
- 罹災証明書
- 申請者（世帯主）の振込口座のコピー
- その他必要書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165
見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度													
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書						
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
○	×	×	×	○	○	○	△	×	×		×	×	×	×	×	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

6 埼玉県・市町村家賃給付金

◆ 特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。

1 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」※により民間賃貸住宅に入居した世帯

※通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなど

2 給付金の額

1世帯当たり月6万円（5人以上の世帯は月9万円）を限度に最長12ヶ月の金額

※「埼玉県・市町村生活再建支援金」と併用利用は不可です。

【必要書類等】

- 申請書
- 住民票
- 罹災証明書
- 申請者（世帯主）の振込口座のコピー
- 仮住宅の賃貸借契約書の写し
- 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面
- その他必要書類

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	福祉課管理係	620-2653	620-2762
北区	福祉課管理係	669-6053	669-6167
大宮区	福祉課管理係	646-3053	646-3165
見沼区	福祉課管理係	681-6053	681-6162
中央区	福祉課管理係	840-6053	840-6165
桜区	福祉課管理係	856-6163	856-6272
浦和区	福祉課管理係	829-6121	829-6238
南区	福祉課管理係	844-7163	844-7277
緑区	福祉課管理係	712-1163	712-1270
岩槻区	福祉課管理係	790-0155	790-0265

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの



1 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除

◆ 住宅や家財に受けた損害が一定の条件を満たした場合

※発災日以降に納期限が到来するもの

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」

損害額・補てん額を明らかにできる書類

本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係	646-3103	646-3164
北区	北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係	646-3104	646-3164
大宮区	北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第1係	646-3102	646-3164
見沼区	北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係	646-3103	646-3164
中央区	南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係	829-1387	829-6236
桜区	南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係	829-1389	829-6236
浦和区	南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第1係	829-1386	829-6236
南区	南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係	829-1389	829-6236
緑区	南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係	829-1387	829-6236
岩槻区	北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係	646-3104	646-3164

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

2 固定資産税・都市計画税の減免

◆ 家屋に受けた損害が、一定の条件を満たした場合

※発災日以降に納期限が到来するもの

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」（「被災届出受理証」でも可）

本人確認書類（運転免許証等）

※本人または法人の代表者が署名しない場合は認印が必要です

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	北部市税事務所 資産課税課 家屋第1係	646-3119	646-3164
北区			
大宮区			
見沼区	北部市税事務所 資産課税課 家屋第2係	646-3120	646-3164
中央区	南部市税事務所 資産課税課 家屋第1係	829-1572	829-1916
桜区			
浦和区			
南区	南部市税事務所 資産課税課 家屋第2係	829-1573	829-1916
緑区			
岩槻区	北部市税事務所 資産課税課 家屋第2係	646-3120	646-3164

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○※	○	×	×	○	○	△	△	△	△	○	×	○	○	△	△

※所有者のみが制度の対象となります。

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

◆ 償却資産に受けた損害が、一定の条件を満たした場合

※発災日以降に納期限が到来するもの

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」（「被災届出受理証」でも可）

本人確認書類（運転免許証等）

※本人または法人の代表者が署名しない場合は認印が必要です

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	南部市税事務所 資産課税課 償却資産係	829-1186	829-1916
北区			
大宮区			
見沼区			
中央区			
桜区			
浦和区			
南区			
緑区			
岩槻区			

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書						り災証明書						
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○ ※				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※償却資産を所有している方が対象となります。

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

3 市税及び国民健康保険税の徴収猶予

- ◆ 納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付し、又は納入することができない場合
※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 財産収支状況書
- 預貯金通帳、保険証券、給与明細書の写し等
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 被害額・補てん額等を明らかにできる書類
- 本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】（個人の方）

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	北部市税事務所 納税課 納税第1係、第2係	646-3081、3049	646-3121
北区			
大宮区			
見沼区			
中央区	南部市税事務所 納税課 納税第1係、第2係	829-1732、1733	829-1964
桜区			
浦和区			
南区			
緑区	北部市税事務所 納税課 納税第1係、第2係	646-3081、3049	646-3121
岩槻区			

(法人の方)

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	北部市税事務所 納税課 法人納税係	646-3043	646-3121
北区			
大宮区			
見沼区			
中央区			
桜区			
浦和区			
南区			
緑区			
岩槻区			

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

4 国民健康保険税の減免

◆ 住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 国保の資格が確認できるもの（資格確認書や資格情報のお知らせ等）
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	保険年金課 国保係	620-2673	620-2768
北区	保険年金課 国保係	669-6073	669-6167
大宮区	保険年金課 国保係	646-3073	646-3168
見沼区	保険年金課 国保係	681-6073	681-6168
中央区	保険年金課 国保係	840-6073	840-6168
桜区	保険年金課 国保係	856-6183	856-6278
浦和区	保険年金課 国保係	829-6162	829-6234
南区	保険年金課 国保係	844-7183	844-7278
緑区	保険年金課 国保係	712-1183	712-1271
岩槻区	保険年金課 国保係	790-0174	790-0268

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

5 国民年金保険料の免除

◆ 住宅や家財等の被害金額が一定の条件を満たした場合

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 被害額・補てん額を明らかにできる書類
- 基礎年金番号のわかる書類
- 本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	保険年金課 年金係	620-2674	620-2768
北区	保険年金課 年金係	669-6074	669-6167
大宮区	保険年金課 年金係	646-3074	646-3168
見沼区	保険年金課 年金係	681-6074	681-6168
中央区	保険年金課 年金係	840-6074	840-6168
桜区	保険年金課 年金係	856-6184	856-6278
浦和区	保険年金課 年金係	829-6163	829-6234
南区	保険年金課 年金係	844-7184	844-7278
緑区	保険年金課 年金係	712-1184	712-1271
岩槻区	保険年金課 年金係	790-0175	790-0268

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	○	×	×	△	△	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

6 後期高齢者医療保険料の減免

◆ 住宅や家財等に受けた損害が一定の条件を満たした場合

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 保険証または資格確認書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	保険年金課 福祉医療係	620-2655	620-2768
北区	保険年金課 福祉医療係	669-6055	669-6167
大宮区	保険年金課 福祉医療係	646-3055	646-3168
見沼区	保険年金課 福祉医療係	681-6055	681-6168
中央区	保険年金課 福祉医療係	840-6055	840-6168
桜区	保険年金課 福祉医療係	856-6165	856-6278
浦和区	保険年金課 福祉医療係	829-6127	829-6234
南区	保険年金課 福祉医療係	844-7165	844-7278
緑区	保険年金課 福祉医療係	712-1165	712-1271
岩槻区	保険年金課 福祉医療係	790-0157	790-0268

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	全焼	半焼	部分 焼	ぼや
○	×	×	○	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

7 介護保険料・介護保険利用者負担の減免

◆ 介護保険料の減免

- ・住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合
- ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合

※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 本人確認書類（運転免許証等）

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	高齢介護課 介護保険係	620-2668	620-2762
北区	高齢介護課 介護保険係	669-6068	669-6167
大宮区	高齢介護課 介護保険係	646-3068	646-3165
見沼区	高齢介護課 介護保険係	681-6068	681-6160
中央区	高齢介護課 介護保険係	840-6068	840-6167
桜区	高齢介護課 介護保険係	856-6178	856-6271
浦和区	高齢介護課 介護保険係	829-6153	829-6238
南区	高齢介護課 介護保険係	844-7178	844-7277
緑区	高齢介護課 介護保険係	712-1178	712-1270
岩槻区	高齢介護課 介護保険係	790-0169	790-0267

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	全焼	半焼	部分 焼	ぼや
○	×	×	×	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

◆ 介護保険利用者負担の減免

- ・住宅に受けた損害が一定の条件を満たした場合
 - ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明等の場合
- ※必ず制度利用可能というわけではなく、他の条件によっては利用できない場合もあります。

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」
- 本人確認書類（運転免許証等）

※主たる生計維持者に係る要件で減免を受ける場合は、要件により別途必要書類がございます。

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	高齢介護課 介護保険係	620-2668	620-2762
北区	高齢介護課 介護保険係	669-6068	669-6167
大宮区	高齢介護課 介護保険係	646-3068	646-3165
見沼区	高齢介護課 介護保険係	681-6068	681-6160
中央区	高齢介護課 介護保険係	840-6068	840-6167
桜区	高齢介護課 介護保険係	856-6178	856-6271
浦和区	高齢介護課 介護保険係	829-6153	829-6238
南区	高齢介護課 介護保険係	844-7178	844-7277
緑区	高齢介護課 介護保険係	712-1178	712-1270
岩槻区	高齢介護課 介護保険係	790-0169	790-0267

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

8 下水道使用料の減免

◆ 台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合

※罹災証明書で「床上浸水」となった場合、利用可。

【必要書類等】

申請書

罹災証明書

※申請書類の受付のみ

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	くらし応援室くらし支援担当	620-2626	620-2762
北区	くらし応援室くらし支援担当	669-6026	669-6162
大宮区	くらし応援室くらし支援担当	646-3027	646-3162
見沼区	くらし応援室くらし支援担当	681-6026	681-6162
中央区	くらし応援室くらし支援担当	840-6026	840-6162
桜区	くらし応援室くらし支援担当	856-6136	856-6273
浦和区	くらし応援室くらし支援担当	829-6049	829-6231
南区	くらし応援室くらし支援担当	844-7136	844-7270
緑区	くらし応援室くらし支援担当	712-1137	712-1272
岩槻区	くらし応援室くらし支援担当	790-0128	790-0262

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

9 水害時のし尿収集運搬手数料の減免

◆ し尿の収集を受けているもので、水害で便槽が溢れたもの

【必要書類等】

※被災者からの要請等による

※「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
市役所廃棄物対策課 家庭系ごみ係	829-1336	829-1991

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度										
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼
○	○	○	○	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要										

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの



民間の手続きのこと

1 地震保険

- ◆ 地震保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター (平日9時15分～17時)	0570-022-808 03-4332-5241 (IP電話から)
	自然災害等損保契約照会センター (平日9時15分～17時)	0120-501-331 03-6836-1003 (IP電話から)
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター (平日9時～17時)	03-5425-7850

2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) (平日9時～17時)	0120-001-731
------------------	-----------------------------------	--------------

3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認書類の提示により、預貯金の払戻しができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等から登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

各金融機関等	各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター (平日9時～19時、土日祝日9時～17時)	0120-108-420
	カード紛失センター (年中無休・24時間受付)	0120-794-889

4 法的トラブル等・法律相談に関する相談

◆ 法的トラブル等に関する相談

全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。

【活用できる方】

利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうか分からない方も、お気軽にお問い合わせください）。

【お問い合わせ先】

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

平日の9時から21時、土曜日の9時から17時（祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。（03-6745-5600）へおかけください。

◆ 法律相談

各区役所では、弁護士による法律相談を無料で受けられます。予約制になりますので、相談日の40日前から7開庁日前までに電子申請いただくか、各区暮らし応援室へお電話ください。

※市内在住の方に限ります。会社等の法人、その他の団体は予約できません。

※調停・係争中の案件は予約できません。

※電子申請は次のページから各区の相談予約ページへアクセスしてください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/004/p001597.html>

【ご予約・お問い合わせ先】

行政区	担当部署	電話
西区	暮らし応援室暮らし支援担当	620-2626
北区	暮らし応援室暮らし支援担当	669-6026
大宮区	暮らし応援室暮らし支援担当	646-3026
見沼区	暮らし応援室暮らし支援担当	681-6026
中央区	暮らし応援室暮らし支援担当	840-6026
桜区	暮らし応援室暮らし支援担当	856-6136
浦和区	暮らし応援室暮らし支援担当	829-6049
南区	暮らし応援室暮らし支援担当	844-7136
緑区	暮らし応援室暮らし支援担当	712-1137
岩槻区	暮らし応援室暮らし支援担当	790-0128



1 こころの健康センター相談

◆精神保健福祉相談

さいたま市にお住まいの方を対象に、心の健康に関する相談をお受けしています。

【利用できるかた】

さいたま市内在住のおおむね15歳以上（高校生以上）のご本人、ご家族、関係者など

【相談の内容】

精神保健福祉に関する相談などをお受けしています。

※相談内容によっては、来所相談や他の相談機関、医療機関をご案内させていただく場合があります。

※来所相談は予約制です。ご相談は無料です。

※相談に関する秘密は厳守いたします。電話での継続相談はお受けしていません。

【問い合わせ先】

048-762-8548

平日の9時から17時まで（祝日、年末年始を除く）

◆こころの電話

さいたま市にお住まいの方を対象に、こころの健康についての不安や悩みの相談に専門の相談員が電話で応じています。相談は匿名でもお受けしています。

【利用できるかた】

さいたま市にお住まいの方

【相談の内容】

心の健康についての相談のほか、「悩みを聞いてほしい」「話をして気持ちを整理したい」など

※相談時間はおおむね30分程度です。

【問い合わせ先】

048-762-8554

平日の9時から17時まで（祝日、年末年始を除く。電話相談員研修のため月に1回不定期の休みがあります）



1 特定教育・保育施設等利用者負担額(保育料)の減免

◆ 児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①～③の損害を受けた場合

- ① 床上浸水以上
- ② 全焼、全壊
- ③ 半焼、半壊

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	支援課 児童福祉係	620-2661	620-2766
北区	支援課 児童福祉係	669-6061	669-6166
大宮区	支援課 児童福祉係	646-3061	646-3166
見沼区	支援課 児童福祉係	681-6061	681-6166
中央区	支援課 児童福祉係	840-6061	840-6166
桜区	支援課 児童福祉係	856-6171	856-6276
浦和区	支援課 児童福祉係	829-6139	829-6239
南区	支援課 児童福祉係	844-7171	844-7276
緑区	支援課 児童福祉係	712-1171	712-1276
岩槻区	支援課 児童福祉係	790-0162	790-0266

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

2 放課後児童クラブ指導料の減免

◆ 児童の属する世帯が居住する家屋等が災害により、次の①～③の損害を受けた場合

- ① 床上浸水以上
- ② 全焼、全壊
- ③ 半焼、半壊

【必要書類等】

- 申請書
- 「罹災証明書」又は「り災証明書」

【担当部署】

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	支援課 児童福祉係	620-2661	620-2766
北区	支援課 児童福祉係	669-6061	669-6166
大宮区	支援課 児童福祉係	646-3061	646-3166
見沼区	支援課 児童福祉係	681-6061	681-6166
中央区	支援課 児童福祉係	840-6061	840-6166
桜区	支援課 児童福祉係	856-6171	856-6276
浦和区	支援課 児童福祉係	829-6139	829-6239
南区	支援課 児童福祉係	844-7171	844-7276
緑区	支援課 児童福祉係	712-1171	712-1276
岩槻区	支援課 児童福祉係	790-0162	790-0266

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度											
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書			
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に達しない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや
○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

3 就学援助制度(学用品の購入や給食費等の援助)

- ◆ 本市にお住まいで、経済的理由により就学困難(災害により経済的に就学困難となった場合を含む)と認められる小・中・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)の児童生徒の保護者

【必要書類等】

「罹災証明書」又は「り災証明書」

※担当部署へお問合せください

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
教育委員会学事課 教育費支援係	829-1647	829-1990

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書				
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○: 基本的に制度を利用することが可能なもの ×: 基本的に制度を利用することが不可なもの

△: 被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予

- ◆ 災害により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合

【必要書類等】

申請書

「罹災証明書」又は「り災証明書」

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
ひとり親家庭就業・自立支援センター (子育て支援課内)	829-1948	829-1960

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

5 小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限月額の見直し

◆ 災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合

【必要書類等】

申請書

災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があったことが分かる書類

※「罹災証明書」又は「り災証明書」の提出は、状況に応じて必要となります。

【担当部署】

保健所 健康支援課 難病対策係

電話 840-2219 FAX 840-2229

※受付は各区保健センターでも可

行政区	担当部署	電話	FAX
西区	保健センター	620-2700	620-2769
北区	保健センター	669-6100	669-6169
大宮区	保健センター	646-3100	646-3169
見沼区	保健センター	681-6100	681-6169
中央区	保健センター	840-6111	840-6115
桜区	保健センター	856-6200	856-6279
浦和区	保健センター	824-3971	825-7405
南区	保健センター	844-7200	844-7279
緑区	保健センター	712-1200	712-1279
岩槻区	保健センター	790-0222	790-0259

【制度の対象者、利用可能な被害の程度】

制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												
居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書							り災証明書					
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや	
○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

6 国の教育ローン

入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。貸付限度額等は次のとおりです。

◆ 【国の教育ローン】

貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
対象経費	学校納付金・受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
内容	・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の奨学金と併用できます。 ・受験前でも申し込み可能
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
活用できる方	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり

※金利については株式会社日本政策金融公庫ホームページ「教育一般貸付（国の教育ローン）」を参照してください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

◆ 問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター （平日9時～19時）	0570-008656 または03-5321-8656
--------------	----------------------------	--------------------------------



事業者の方へ

1 さいたま市中小企業融資制度の利用

◆ 市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合

【必要書類等】

・「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要

※さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
公益財団法人 さいたま市産業創造財団	851-6652(経営全般) 851-6391(資金繰り)	851-6653

2 経営・金融特別相談窓口の開設

◆ 市内中小企業・小規模事業者で、経営全般・資金繰り等において相談が必要な場合

【必要書類等】

・「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要

※さいたま市中小企業融資制度は、申込期限や融資要件が資金メニューによって異なるため、詳細については担当部署へお問い合わせください。

【担当部署】

担当部署	電話	FAX
公益財団法人 さいたま市産業創造財団	851-6652(経営全般) 851-6391(資金繰り)	851-6653



そのほかの情報

1 消費者相談

◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。不審、不安に思ったら、ご相談ください。

消費者庁 消費者ホットライン	188(局番なしの3桁)
さいたま市消費生活総合センター (相談窓口)	048-645-3421

2 認知症高齢者や障害のある方の相談窓口

◆ 認知症高齢者や障害のある方の生活上のさまざまな相談を受け付けています。

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 相談専用電話番号	048-822-1204 048-822-1240
---------------------------------	------------------------------

3 外国人相談 Consultation for Foreigners

◆ 外国人の方向けに多言語で対応しているお問い合わせ先です。

ほうおしやう 法務省 しゅつにゆうこく 出入国 ざいりゅうかんりちやう 在留管理庁 Immigration Services Agency	がいこくじんざいりゅうそうごういんふおめーしょんせんたー 外国人 在留 総合 インフォメーションセンター Foreign Residents Information Center へいじつ (平日 weekdays 8:30~17:15) たいおうげんご 対応言語 supported language: 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、 ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、タイ語 แบบไทย、 ミャンマー語 မြန်မာ、シンハラ語 සිංහල	0570-013904 かいがい IP、海外から (from overseas) 03-5796-7112  法務省HP
埼玉県 Saitama	・外国人総合相談センター埼玉 Saitama Information & Support がいこくじん 外国人のための災害・防災の情報 Disaster prevention information for foreigners URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/bousai-news-links.html	048-833-3296 へいじつ (平日 weekdays 9:00~16:00)

※本ガイドブックは、各行政機関・団体等のホームページを参照したほか、さいたま市の各関係課の協力を得て、作成いたしました。

※このガイドブックは、令和8年3月1日時点での情報です。